

令和6年9月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和6年9月25日(水) 午後2時00分
 2. 開催場所 勝山市役所3階 第1会議室
 3. 出席委員 農業委員11名、農地利用最適化推進委員8名
- 会長 1番 松村 勘兵衛
 会長職務代理 2番 廣瀬 介治
 農業委員 3番 斉藤 勝
 4番 滝本 和子
 5番 島田 幸治
 6番 山口 清
 8番 山口 拓雄
 9番 田中 政男
 10番 長谷川 敬祐
 11番 吉田 武博
 12番 竹内 富美子
- 農地利用最適化 1番 横山 定守
 推進委員 3番 田中 昭司
 5番 川原 龍夫
 6番 山本 清隆
 7番 松田 数実
 8番 林 博史
 9番 長谷川 晶俊
 10番 斉藤 清美

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第26号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第27号	農用地利用集積等促進計画(案)について(中間管理事業)	可決
議案第28号	現況証明願いについて	可決

- (報告事項) ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について
 ・ 農地法第5条許可の取消の届出について
 ・ 現況証明の取消の届出について

5. 農業委員会事務局 事務局長 竹生 禎昭 係長 山本 典子 主事 坪内 愛里沙

6.議事
事務局長代理

ただいまから、令和6年9月定例農業委員会を開催いたします。
また、多田委員、坂上^{さかうえ}推進委員、山内推進委員は欠席の旨お伺いしております。

それでは、松村会長よりご挨拶を申し上げます。

松村会長

(あいさつ)
本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。
委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。
では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長（松村会長）

これより本日の会議に入ります。
事務局より9月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長（松村会長）

報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、本日の議事録署名委員を
3番 齊藤 勝 委員
4番 滝本 和子 委員
の両名にお願いします。

これより議事に入ります。

議長（松村会長）

日程第1 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請についてを
議題とします。
事務局より説明願います。

事務局

(説明)

議長（松村会長）

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。
島田委員より報告をお願いいたします。

島田委員

現地を確認しましたところ、畑でありましたので報告します。

議長(松村会長)	<p>ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。</p>
田中委員	<p>この農地面積は譲渡人の所有農地なのでしょうか。譲渡人の借りている農地ではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、こちらの申請地は譲渡人の所有農地であると確認しております。</p>
議長(松村会長)	<p>他、ありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第25号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長(松村会長)	<p>それでは、議案第25号は、原案どおり承認することに決しました。</p>
議長 (松村会長)	<p>日程第2 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見 についてを議題とします。それでは事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>(説明)</p>
議長 (松村会長)	<p>このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 ①及び②について、山口拓雄^{せきお}委員より報告をお願いいたします。</p>
山口拓雄委員	<p>9月17日午前9時より現地確認を行ってまいりました。資料のとおり、特に問題はないと思います。以上、よろしく願います。</p>

議長 (松村会長)	<p>ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。 議案第26号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。</p>
委員	異議無し
議長 (松村会長)	<p>それでは、議案第26号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。</p>
議長 (松村会長)	<p>続きまして、 日程第3 議案第27号 農用地利用集積等促進計画(案) (農地中間管理事業) についてを議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	<p>それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。 ではまず、議案第27号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p>
委員	異議なし
議長 (松村会長)	<p>それでは、議案第27号については、承認することに決しました。</p>
議長 (松村会長)	<p>続きまして、日程第4 議案第28号 現況証明願いについてを議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	<p>このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 ①について、吉田委員より報告をお願いいたします。</p>

吉田委員	9月17日に現地確認を行いました結果、16頁の写真のとおり、申請地には住宅が建てられていること確認しましたので、よろしくお願いいたします。
議長（松村会長）	②については、山口拓雄委員より報告をお願いいたします。
山口拓雄委員	9月17日の現地確認において、資料のとおり農地でないことを確認いたしましたので、よろしくお願いいたします。
議長（松村会長）	③については、島田委員より報告をお願いいたします。
島田委員	17日の現地確認にて、資料のとおり住宅敷地内の倉庫下の土地と確認し、農地ではないことが認められました。以上です。
議長（松村会長）	④については、吉田委員より報告をお願いいたします。
吉田委員	現地確認の結果、資料のとおり現在は家が建っておりますので、よろしくお願いいたします。
議長（松村会長）	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第28号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第28号については、原案どおり承認することに決しました。
議長（松村会長）	次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	（報告）
議長（松村会長）	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。

事務局	(報告)
議長 (松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第5条許可の取消の届出について、事務局よりお願いします。
事務局	(報告)
議長 (松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、現況証明の取消の申請について、事務局よりお願いします。
事務局	(報告)
議長 (松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、その他について事務局よりお願いいたします。
事務局	(報告・説明)
議長 (松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 最後に、次回の定例農業委員会について、事務局より説明願います。
事務局	次回の農業委員会は、令和6年10月24日(木) 午後1時30分から、勝山市役所 3階 第1会議室にて、農地利用最適化推進委員会と合同開催を予定しております。よろしくお願いいたします。
議長 (松村会長)	以上で本定例農業委員会の審議事項及び報告事項は全て終了いたしました。みなさまご協力いただきありがとうございました。 では、進行を事務局にお戻しします。
事務局長代理	松村会長、ありがとうございました。 以上で9月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、廣瀬職務代理より閉会のことばを申し上げます。

辻職務代理

閉会の言葉